

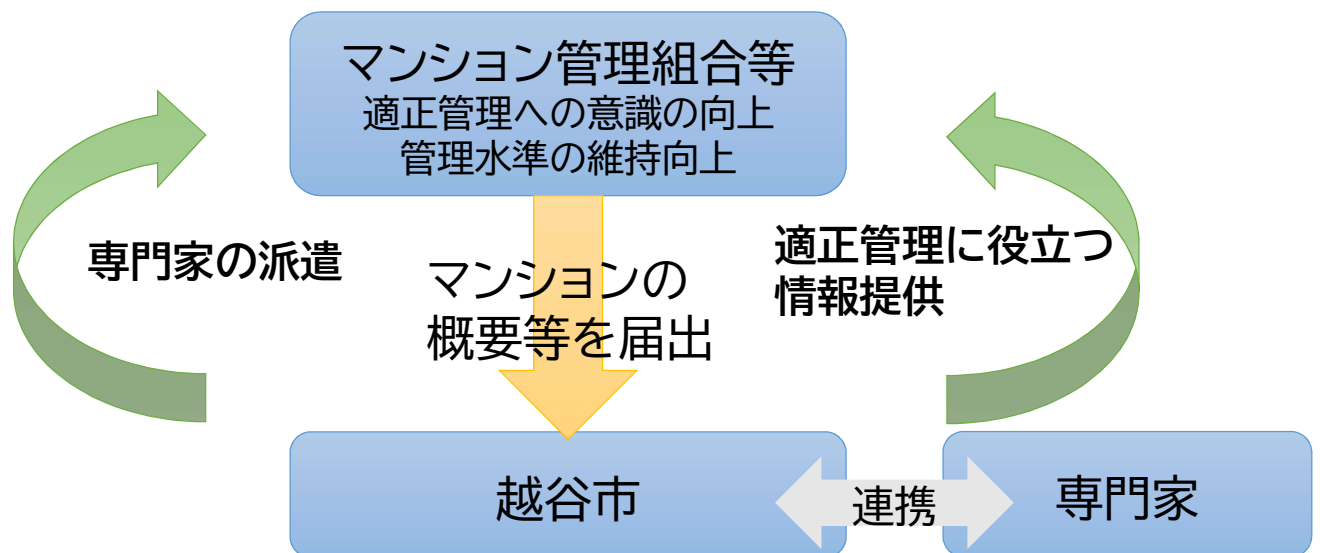
越谷市からマンション管理組合や居住者の方へ

分譲マンション登録制度・

マンション管理士派遣制度のお知らせ

市内には多くの分譲マンションが存在し、重要な居住形態の一つとなっています。マンションの適正な管理を推進するため、「**越谷市分譲マンション登録制度**」を開始しました。

また、登録した分譲マンションを対象に、『マンションの適正管理』『組合運営の改善』に取り組む管理組合を支援するために、「**越谷市マンション管理士派遣制度**」により専門家であるマンション管理士を無料で派遣しています♪



≪登録制度、派遣制度に関するよくあるご質問≫



Q 登録制度の目的は？

A マンションの高経年化や管理組合の担い手不足等によりマンションが管理不全となることを未然に防ぐため、マンションの適正管理に役立つ情報提供やマンション管理士派遣制度等のサービスを提供し、分譲マンションの適正管理等をサポートすることを目的としています。

Q 登録することでマンション管理組合の負担が増えることは？

A 登録いただいても、その後にマンション管理組合のご負担が増えることはありません。登録の期限もありませんので、更新の手続き等も必要ありません。もちろん登録費用は無料です。

Q 派遣制度を利用した場合、総会や理事会に参加してもらえる？

A 派遣先は、総会でも理事会でも構いません。また、派遣時の相談をより効果的にするため、あらかじめ市で毎月開催している無料相談会での事前相談をお勧めしております。また、埼玉県のマニション管理士派遣制度へ移行して継続的に相談することも可能です。
市の相談会 : 毎月第3火曜日 A枠13:30~15:00 B枠15:00~16:30 (要予約)
埼玉県派遣制度: 年2回まで派遣可能。今年度の申込締切は令和3年12月24日まで。

マンション管理士派遣制度

無料!

1 申込者

申し込みできる方は、越谷市分譲マンション登録制度に登録した管理組合等です。

2 相談時間及び相談内容

□ 相談時間

1回の相談時間は2時間を目安とします。



□ 相談できる内容

【管理運営の改善を目的とした相談】

- ・管理組合が運営実態がない
- ・管理組合総会において議事録を作成していない
- ・管理組合の組合員名簿がない
- ・総会または理事会を開催していない
- ・管理規約がない、又は規約はあるが一度も改正したことがない
- ・管理費を徴収していない
- ・修繕積立金を徴収していない
- ・徴収している管理費及び修繕積立金の区分経理がされていない
- ・管理委託契約の契約書がない
- ・大規模修繕を実施していない(築20年以上)
- ・長期修繕計画がない

【管理運営の維持向上を目的とした相談】

- ・長期修繕計画や修繕積立金を専門家に見てほしい
- ・修繕積立金を増額したい
- ・管理規約を改正したい
- ・大規模修繕工事を実施したい
- ・長期修繕計画の作成、又は見直しをしたい
- ・マンションの適正管理に関すること
- ・管理組合等の運営に関すること
- ・その他の相談

※ 詳細な調査や見積・設計等の実務は、本事業の対象外です。



3 派遣に掛かる費用

派遣及び相談費用は無料です。越谷市が全額を負担します。

派遣制度ご利用には、まずはマンションの登録を！
同封の「越谷市マンション管理組合等登録届」を
下記へご送付いただくか、FAXまたはメールでも受け付けております。
(メールの場合は、件名に「越谷市マンション管理組合等登録届の送付」とご記入ください。)

《登録のお申込み&
お問い合わせ先》



越谷市役所 建築住宅課
住所 : 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL : 048-963-9205
FAX : 048-965-0948
E-mail : kenju@city.koshigaya.lg.jp

